

## 総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月24日の本会議において付託されました案件について、11月30日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定5件と契約締結1件の、計6件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第131号 上野原市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、令和元年5月の公職選挙法の改正に伴い、市においても条例の改正を行うものです。

概要としては、これまで紙媒体で行われてきた選挙公報の掲載文を電子データで取り扱うことが可能となることについての規定を定め、またその印刷については、他の方法による印刷も可能とするよう、規定を改正するものです。

委員からの、選挙公報の印刷を他の方法による印刷も可能とするということだが、これまでの印刷と他の方法による印刷の違いは、という質問については、今までは原稿の提出が紙媒体を印刷していたのに対し、エクセル、ワード、PDFデータで提出されたものを直接印刷することも可能となる、との説明がありました。

「議案第132号 上野原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、地方税法の改正によって、令和2年分の申告から給与所得控除、公的年金等控除、及び基礎控除額の変更が行われるため、国民健康保険税の軽減判定基準についても改正を行うものです。

委員からの、判定基準の見直しによって、全体でどの位税収が下がるか、という質問については、該当者は改正前と改正後で変わらないため、金額はそのまま変更はないとのことでした。

「議案第133号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、地方税法の改正に伴い、延滞金を算出する際に

用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更されるため、関係条例を改正するものです。

「議案第134号 上野原市消防団条例の一部を改正する条例制定について」は、消防団員の定数を実情に合わせた878名に改め、また団員の処遇改善を図るため、分団長等の報酬支給額を増額するものです。

委員からの、改正に伴い車両や資機材等の配置はどうするのか、また現在の新入団員の状況はどうなっているか、という質問について、配置については関係機関と課題の抽出と検討を行っていて、新入団員の確保は依然として厳しい状況にあるとの説明がありました。

「議案第135号 上野原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、電気自動車等における急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、同設備の位置、構造、管理に関する基準の改正を行うものです。

委員からの、この改正によって影響の出る箇所はあるのか、という質問については、コンビニエンスストア等において、新たに急速充電設備を設置する場合にこの条例が適用になるとのことです。

「議案第145号 市道神野栗谷線1 災害復旧工事請負変更契約締結について」は、3月に天野工業・秋山建設 市道神野栗谷線1 災害復旧工事共同企業体と1億6千115万円で締結した契約について、当初の予定よりも費用がかかることが判明したため、1千378万4千100円を増額し、1億7千493万4千100円で仮契約を締結したものです。

以上、当局提出の6案件について採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。